

工事仕様書

戸田ポートレース企業団
総務部財務課施設担当

1 工事件名

イベントホールトイレ改修工事

2 目的

老朽化した設備の整備に加え、新たにシャワー設備を導入することで、来場者へのサービス向上を図ること。

3 工事場所

埼玉県戸田市戸田公園8番22号

戸田モーターボート競走場 2期棟1階 イベントホールトイレ

4 契約工期

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

ただし、現場での施工（当該トイレ設備を閉鎖しての施工）は令和8年7月15日(水)以降に着手すること。

5 工事概要

本工事は、本仕様書・設計図面・設計内訳書等に基づき、発注者の指示に従って施工するものとする。

6 法令及び条例の適用

本工事は工事請負契約書及び当企業団の契約規程、その他労働基準法、建築基準法及び同法施行令、消防法、モーターボート競走法、興行場法、ビル管法、リサイクル法、職業安定法などの関係法令に従い履行しなければならない。

7 適用規格

各機器は設計図書に適合するほか、明記無き事項については下記の規格（最新版）に準拠して施工しなければならない。

- (1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (2) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (3) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (7) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- (8) 電気内線規程、日本産業規格
- (9) モーターボート競走法、建築基準法その他関係法令及び規格

8 工事用電力及び用水

周囲から供給可能な場合に限り、必要に応じて無償で使用することができる。
ただし、仮設事務所を設置する場合の電気および水道の使用は有償とし、メータの設置等も受注者の責任で行うこと。

9 施工上の注意

- (1) 設計図書に示された機能を十分に発揮できるように施工すること。なお、設計図書に明記されていない事項であっても、機能確保のために必要と認められる内容については、誠実に対応すること。
- (2) 工事の進捗状況、作業員の就業状況、機器検査の状況などを記録した作業日報を、発注者の要請に応じて提示できるよう保管すること。
- (3) 工事現場は常に整理整頓を心がけ、内外の清掃及び後片付けを実施すること。
- (4) レース開催時の作業は、監督員が支障ありと判断したもの、および騒音・振動・臭気を伴うものについては、原則禁止とする。ただし、緊急の対応が必要な場合や、開催終了後の作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

10 軽微な変更

現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配管の取付位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額を増減しないものとする。

11 提出書類

受注者は、次にあげる関係書類を指定期日以内に監督員及び監理者へ提出しなければならない。

なお、製作施工に当たっては、企業団及び監理者の承諾後に着手するものとする。

- (1) 見積内訳明細書（契約時） 2部
- (2) 着工届（契約後14日以内） 2部
- (3) 工程表（契約後14日以内） 2部
- (4) 現場代理人及び主任技術者届（契約後14日以内） 2部
- (5) 契約書の製本（契約後遅滞なく） 2部
- (6) 設計図の製本（契約後遅滞なく） 5部
- (7) しゅん工届・検査願（しゅん工後遅滞なく） 1部
- (8) 完成図書（完了検査合格後1カ月以内）
ア 電子データCD-ROM（JWW・DXF・PDF・JPG） 2部
イ 製本 A3×2冊

12 完成図書

11(8)の内容は下記のとおりとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 積算内訳書
- (3) 竣工図
- (4) 取扱説明書
- (5) 工事写真
着工時、施工中、しゅん工時を撮影し、作業日、工程名称を記載すること。
- (6) 作業日報
- (7) 保証書
- (8) 産業廃棄物マニフェスト
- (9) その他監督職員の指示したもの

13 その他特記事項

以下について、本工事における指示事項とする。

- (1) 着工前に、着工届、現場代理人届、現場員届を作成し、速やかに発注者の承認を得ること。なお、協力業者を用いる場合はその旨を現場員届に明記すること。
また、工事の一部を下請業者に委託する場合は、その旨を現場作業員届に明記し、同様に発注者の承認を受けること。
- (2) 工事にあたってはレース開催に影響を及ぼさないよう、最大限の配慮をもって対応すること。
- (3) レースの開催日程は3カ月ごとに正式決定されるため、工事工程の計画時には常に最新の日程を考慮し、隨時検討・報告を行うこと。
また、作業内容によっては別途工事規制が発生する可能性があるため、事前に関係者と協議のうえ施工を進めること。
- (4) 本工事以外に、施設内の各種保守管理業務、清掃業務、各種イベント、物品搬入などが実施される際、この工程や調整に協力すること。
- (5) 工事完成までに必要な諸官庁への手続き及びそれに係わる費用の一切は受注者の負担とする。また、必要に応じ監督員や監理者の補助・協力をすること。
- (6) 搬出入は綿密に計画を行い、監督員・道路管理者・所轄警察署と十分に協議の上、道路使用・道路占用等の許可を得ること。これらの申請費用は工事費に含むものとし、協議結果に伴う工事費の増額は認めない。なお、当競走場周辺の道路は大型車両進入禁止区域の為、所管公署である蕨警察署へ事前調整を行うこと。
- (7) 作業場所に適切な養生を行い、他の設備等に損害を与えないこと。尚、損害を与えた場合は、速やかに原状復旧すること。
- (8) 隣接するTBSラジオ送信所の電波障害を受ける恐れがある作業がある場合、停波時に作業を行う等対策に必要な措置を講ずること。(例：クレーン作業等)
- (9) 設計図書等の優先順位は以下のとおりとする。
ア 質疑回答書

イ 本仕様書

ウ 設計図書

エ 積算内訳書

オ 共通仕様書および規格等

- (10) 設計図書および発注者の要求機能を満たす工事は全て本工事に含まれる。現地調査を十分行い、見積漏れのないよう注意すること。設計内訳書は参考であり、設計図書や質疑回答書を優先する。内訳書と設計図書に矛盾がある場合は、設計図書を優先する。
- (11) 本工事の請負金額については、契約締結後の物価変動による価格調整（スライド）は認めない。また、追加や変更工事が発生した場合の単価は、原契約時の単価を適用するものとする。
- (12) 設計図書等で確認できない既存部分の取り合いは、十分に調査を行うこと。本工事の特性上、基本的には現況を優先とし、それに伴う微細な変更は本工事に含める。なお、変更を要する場合は遅滞なく監督員へ報告すること。
- (13) 当競走場内での作業中は工事名及び業者名の記載された名札を着用すること。
- (14) 作業員の通勤車両、作業車両の駐車場は、事前協議の上、周辺駐車場を無償にて貸与可能とする。
- (15) 契約後、設計図書のCADデータの利用については、設計業者と協議すること。契約後速やかに、監督員及び監理者へ設計図書製本を作成し、提出すること。工事出入口の他、監督員が必要と認めた場所へガードマンを配置すること。
- (16) 工事中の入退場・施錠・警備等の管理については事前に監督員と協議確認を行うこと。
- (17) 竣工時は竣工届・検査願いを提出し、検査職員の検査に合格しなければならない。
- (18) 受注者は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
ア その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたとき。
イ 規定により契約解除をし、発注者が損害を受けたとき。
- (19) 電子請求書未対応のため、紙請求書の提出を必須とする。なお、紙請求書発行の費用は見積金額に含めること。